



色麻町

暮らしの便利帳
Shikama Town Life Guide Book



色麻町



株式会社
サイネックス

色麻町ガイド		4
防災		8
届出・証明		10
税金・保険・年金		12
福祉・健康		14
子育て・教育		16
上下水道・ごみ・住宅・環境		19
相談・犬の登録・農林業		22
主要施設		23
生活ガイド		24

2024



時代の先を走る“モノ創り”のエキスパート



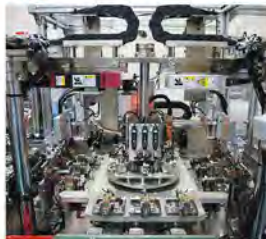
ヤマセ電気株式会社

「人」と「地球」にやさしい“加工技術のヤマセ”

県内に7工場を構え、車載電装品を中心に製品の設計開発から自動機設計製作、金型設計製作、成形加工、プレス加工、塗装、印刷、基板実装、組立、出荷までの一貫生産体制を構築しております。環境分野では脱炭素社会の実現に向けてお客様に最適な再エネ設備のご提案をいたします。

独自の接合技術とスピード試作

特許技術「レザリッジ」は金属と樹脂を接着剤やネジを使わず接合することが可能です。高い接合強度と優れた気密は、あらゆる分野に応用できる技術です。世界最高水準の3Dプリンタを導入し、高精細なフルカラープリントおよび高速造形により試作の低コスト化、納期短縮を実現します。



本社色麻工場では走査電子顕微鏡を生産しております。※走査電子顕微鏡は世界中の研究機関や品質検査の現場等で、最も活用されている装置です。



環境事業

《太陽光パネル、蓄電池、V2H》

太陽光発電、蓄電池、V2H(電気自動車用充放電システム)を組合せた再生可能エネルギーシステムをご提案いたします。



自社製品

◎ ヤマセ ウルトラエコライト

薄さ25mmのスタイリッシュな自社開発、製造のLED照明。リモコン調光機能で更に省エネが可能です。



◎ ヤマセPVガレージ (ソーラーカーポート)

耐風、耐積雪に対応する自由レイアウト設計。イベント開催でにぎわい創出、災害時には避難場所として活用可能です。日差しを遮り、車内温度の上昇を抑えられます。



お問い合わせ

ヤマセ電気株式会社(販売) TEL.0229-32-5662

ヤマセエレクトロニクス株式会社(販売・施工)

環境事業部【営業時間】9:00~18:00

☎ 0120-86-1080

沿革

- 1972年 7月 色麻町にヤマセ電気株式会社創立
- 97年 7月 ISO9001認証取得
- 2003年 5月 ISO14001認証取得
- 15年10月 経済産業省から「東北経済産業局長賞」受賞
- 16年 3月 「富県宮城グランプリ」を受賞
- 18年 4月 経済産業省から地域未来牽引企業に選定される
- 19年 3月 松山町に松山工場を新築・開設



【本社】色麻町四宮字はぬ木町154-1
TEL 0229-65-4016(代表)
FAX 0229-65-4168



【美里工場】美里町青生字柳原80
TEL 0229-32-5663



【松山工場】大崎市松山千石字新平吉森1-1-2
TEL 0229-25-9897

ヤマセグループ



■ ヤマセエレクトロニクス株式会社
大崎市古川福浦3-1-37 TEL 0229-24-2406



■ アイネックス株式会社
大崎市松山千石字新平吉森1-1 TEL 0229-25-9897

■ 東北エレクトロ株式会社

大崎市鹿島台広長字内の浦83

■ テクノビジネスサービス株式会社

大崎市古川字竹ノ内165

■ 雅馬成香港有限公司

香港九龍尖沙咀金馬倫道38-40號金龍中心705室

■ 雅馬成電子(深圳)有限公司

深圳市宝安区沙井鎮步涌同富裕工業區A棟-2区第3棟西2.3樓

■ auショップ

古川大宮、古川東、石巻中里、築館、角田、亘理

■ ドコモショップ

古川南店



発刊にあたって

色麻町長 はや さか り えつ 早坂 利悦



2024年の1年のスタートは能登半島に大きな被害をもたらした大地震のニュースで日本を震撼させました。町民の皆様にとって13年の年月が過ぎたとはいえ、あの東日本大震災の被害がよみがえったのではないかと思います。地震国日本とはいえ地震の恐さを改めて思い知らされました。色麻町も町制施行以来すでに40年を過ぎ、町民一人一人の幸せを願いながら日々のまちづくりに精魂を傾けている今日です。

このたび、色麻町と株式会社サイネックスとの官民協働事業として、“色麻町暮らしの便利帳”を発刊することにしました。この便利帳は、日常生活の中で必ず知っていただいていたほしい内容をまとめてありますので、常に目の届く所に置いて活用していただきたいと思います。作成にあたっては、企業及び団体の皆様から広告協賛をいただくことで発刊が実現いたしました。ご協賛をいただきました多くの企業及び団体の皆様に心から感謝申し上げます。

本町も確かに人口は減ってきました。しかし、町の価値は人口の規模だけで計れるものではなく、住む人々の活気や、安心安全が脅かされることのない災害に強い町、そうしたことに価値を見出すべきであると考えております。そして、その先の明るい町ができることを目標に町民皆様と一緒に前進・発展させてまいります。

“全ての町民が生きがいを感じる町づくりを目指して”

町章



(昭和53年4月1日制定)

町の木「さくら」



(昭和51年4月1日制定)

町のマスコット



(昭和62年3月制定)



広告

～創ろう明るい未来,育もう未来への力～

ASAHI-KOGYO

旭興業株式会社

■本社

〒981-4309 加美郡加美町字蓬田48番地

TEL.0229-67-3331(代) FAX.0229-67-3334

■あさひリサイクルパーク

〒981-4103 加美郡色麻町高根字新山前畑19

TEL.0229-65-2477 FAX.0229-65-2966

<https://www.asahi-kogyo.jp>

土木工事・とび・土工工事・管工事
水道施設工事・産業廃棄物収集運搬・宅内排水設備工事

有限会社 早坂興業

代表取締役 今野 恭佑

加美郡色麻町四電字塩釜22-3

TEL (0229)65-2164(代)
FAX(0229)65-2142



平日	9:00 ~ 18:30
土日祝	8:30 ~ 18:00
定休日	毎週月曜日 第1月・火 第3日・月

■色麻店(Livre hair-make) <https://livre.cc/>
〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四電字町76-1
TEL 0229-65-3561 FAX 0229-65-3388



建設業許可
産業廃棄物処分業
建築業士事務所
宮城県採石登録
宮城県砂利採取業者登録
宮城県知事許可(特-3)第457号
許可番号00425067330
宮城県知事登録(第21410199号)
宮城県採石登録(第497号)
宮城県砂利登録(第385号)

総合建設業・産業廃棄物処分業 ISO9001認証取得 RQ1142
小野田建設株式会社 〒981-4337 加美郡加美町字長檀125
TEL0229-67-2278 FAX0229-67-2129

ライフサイクルINDEX

役場へ届け出て下さい

戸籍の届出・各種登録は、

赤ちゃんが生まれたら

P10. 出生届

生まれた日から14日以内に届出

結婚したら

P10. 婚姻届

届け出た日から効力

家族が亡くなったら

P10. 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

必要な方

P11. 印鑑登録

誕生

P10. 出生届
P12. 国民健康保険

P8. 防災

緊急時

高齢期

P13. 国民年金
P13. 後期高齢者医療制度
P14. 介護保険
P14. 高齢者福祉

壮年

P12. 税金
P12. 国民健康保険
P13. 国民年金

健康

P15. 検(健)診
P15. 任意予防接種

一般貨物自動車運送業 **有限会社 県酪運送**

Air Lines 978

代表取締役
高橋 武彦

加美郡色麻町大字永嶋南1-1
TEL 0229-65-2561
FAX 0229-65-3122

みやぎスマイルロード・プログラムスマイルサポーター認定企業



知りたいときに
すぐ見つかる!



- 引越しに関する届出
- 引越してきたら **P10. 転入届**
引越してきた日から14日以内に届出
 - 町外へ引越して行くとき **P10. 転出届**
引越す日の14日前から転出後14日以内に届出
 - 町内で住まいが変わったら **P10. 転居届**
引越した日から14日以内に届出

子育て

- P16. 子育て支援
- P16. 乳幼児・児童医療費助成事業
- P17. 子育てに関する相談

保育教育

- P17. 認定こども園各種事業
- P18. 就学・援助制度



- P12. 国民健康保険
- P13. 国民年金

成人

- P10. 婚姻届
- P10. 住民登録
- P10. 戸籍

結婚

生活

- P19. 上水道
- P20. 下水
- P20. ごみ
- P20. 空き家について
- P23. 主要施設

まつおか接骨院

院長 松岡 優

受付時間 平日 8:30~12:30 15:00~20:00
土曜・日曜・祝祭日 8:30~12:00
※不定休ですので前もってお電話いただけると幸いです

医療保険取扱

(骨折・脱臼は医師の同意が必要、但し応急の場合を除く)

介護予防にも取り組んでおります

色麻町四電字爪木町14-1 色麻町役場前

TEL・FAX **0229-65-2250**

リフォームなどお気軽にご相談ください。

有限会社 安倍設備工業

代表取締役 **安倍 益穂**

上下水道・浄化槽設置工事・衛生設備工事
水廻りリフォーム工事設計施工・各種ポンプ工事
エコキュート工事

加美郡色麻町黒沢字上利増20-75

TEL **0229-65-3768** FAX 65-4314

- ビル総合管理事業
- 環境保全事業
- 設備工事関連事業
- 住宅リフォーム事業
- 不動産事業
- ガソリンスタンド



株式会社 **エコサーブ**
Ecological Service Co., Ltd.



代表取締役 齋藤 信

本社/大崎市古川駅南三丁目17-2
TEL:0229-22-6800 FAX:0229-22-6850
営業本部/加美町字赤塚471-1
TEL:0229-63-7577 FAX:0229-63-7336
加美SS/加美町字赤塚1-1
TEL:0229-63-2433



e-mail eco@eco-serve.co.jp



岩瀬胃腸科内科 クリニック

内科、消化器内科、漢方内科、小児科

日帰り大腸ポリープ切除

【休診日】
水曜午後・土曜午後・日曜・祝日
ピロリ菌検査・ネット予約可

眠り薬を使った胃・大腸カメラ

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~11:30	●	●	検査日	●	●	●
14:00~17:00	●	●	/	●	●	/

大崎市三本木南町40-2
三本木小学校近く

TEL **0229-52-6211**
<https://www.iwabuchi-cl.jp>



色麻町って

どんなまち？

○ 位置・面積

面積 109.28 km²

地理 宮城県のほぼ中央北西部、仙台から北へ約30kmに位置する。地形は東西約24kmと長く、南北は約5kmの狭いくさび形であるのが特徴で、町の西部には奥羽山系に属する秀峰・船形山などが山岳地帯を形成しており、東部は沖積層からなる水田地帯である。気象は、山形県に接しているため、内陸性気候の影響を受け北西の風が夏季を除いて強く、雨量、積雪も多い。夏季は親潮寒流の影響で寒冷である。

○ 「しかま」の由来

町名の「色麻」が、歴史上初見されるのは、平安時代の歴史書『続日本紀』です。天平9年(西暦737年)の条において、この地に「色麻柵」という施設が置かれていたことが書かれています。今から約1,300年前も昔に、この地で使われていた名が、現在の町名につながっており、「色麻」は由緒と歴史ある名前であることが分かります。

○ 色麻の名所



かっぱのゆ
加美の秘湯と呼ばれる「かっぱのゆ」アルカリ性の泉質で、保湿効果の高い温泉です。



大滝



鈴沼



○ 色麻町までのアクセス

- J R 利用** ▶ 東北新幹線古川駅下車、国道347号を西へ13km ミヤコーバスで30分
▶ 陸羽東線西古川駅下車、国道347号を西へ7km ミヤコーバスで15分
- 車利用** ▶ 東北自動車道
大和I.C.から30分
大衡I.C.から20分
古川I.C.から30分
三本木スマートI.C.から15分
▶ 仙台市から国道4号、457号を北へ60分
- 高速バス** ▶ ミヤコーバス仙台加美線 仙台駅前から60分



広告

土木一式工事・とび・土工工事・舗装工事・水道施設工事・解体工事



柏原建設株式会社

Kashiwabara K.K.

代表取締役 柏原武義

TEL 981-4374

加美町字上野目指橋一番1番地

TEL 0229-67-2714

FAX 0229-67-2430

色麻町が一望できる

愛宕山公園

問 農業伝習館 ☎65-4390

農業伝習館、パークゴルフ場、
サッカー場が公園内にあり、
春にはシャクヤク・
初夏にはアジサイが
咲き乱れ、散策に最適です。



家族と、友人と、お客様と、
一日をめいっぱい、遊ぶ。



宿泊施設(洋室)



宿泊施設(和室)



研修ホール



○ 農業伝習館

農業公園の中核施設であり、愛宕山公園全体の管理機能を持つとともに、視聴覚設備と快適な宿泊機能を備え、農業学習や各種研修などに対応することができ、町内外の農業者はもちろん、企業・学校等の皆様に幅広く利用いただいています。

農業公園は、農業に関する情報発信基地としての機能に加え、スポーツ・レクリエーション・休養・都市と農村との交流などの役割を担う施設です。

○ シャクヤク園

シャクヤク園は、開花期になると、約4000㎡の畑に、約1万株のシャクヤクが咲き誇ります。

毎年シャクヤク園一面に見事な花を咲かせ、多くの来園者で賑わいます。



○ 愛宕山公園パークゴルフ場

全4コース36ホール。子どもからお年寄りまで誰でも気軽に楽しめるスポーツです。

公園内に咲くシャクヤクなど、四季折々に咲く花の中プレーをお楽しみください。



○ サッカー場

人工芝化により天候に左右されず安定した競技が可能となり、公式試合ができます。フットサルでの利用も盛んです。

隣接する農業伝習館に宿泊することができ、合宿、スポーツ少年団、学校、会社などのスポーツクラブの利用に最適です。



○ 資料展示室(農業伝習館内)

色麻町出身者の手による能面や陶磁器、記念切手のほか、町内の遺跡から出土した瓦や土器などの文化財も展示しています。



広告

株式会社 柳川製作所
宮城県加美郡色麻町四電字町15 電話 0229-65-2233

apollostation 色麻北給油所
宮城県加美郡色麻町四電字沼川原12 電話 0229-65-2740

株式会社 阿部製畳
代表取締役 阿部孝夫

畳のある暮らしと、
畳屋さんを応援しています。

■営業案内/畳材料総合卸
置き畳製造販売

住所 〒981-4122
色麻町四電字北河原1-4
TEL 0229-65-2131
FAX 0229-65-2133



色麻町ガイド

色麻の

まつり



愛宕山公園の4000㎡の広さに植えられた1万株のシャクヤクが園内を華やかに彩ります。

1. シャクヤクまつり

5月下旬～

会場 愛宕山公園

2. かつぱのふるさと祭り

8月上旬

会場 色麻町役場前広場

色麻町の夏を熱くするイベントです。町民全体が一体となる踊りパレードや様々な催し物も一大イベントを盛り上げます。

お祭り・イベントごよみ

- 1月 伊達神社祈願成就参り
(どんと祭・裸参り)
- 4月 出羽神社例祭
- 5月 伊達神社例祭
シャクヤクまつり
- 7月 磯良神社例祭
- 8月 かつぱのふるさと祭り
- 9月 町民大運動会
- 10月 伊達神社例祭



色麻町ガイド



○ 清水寺

坂上田村麻呂が勧請したといわれ、千手観音像がまつられています。



○ 伊達神社

延暦年間(西暦800年頃)坂上田村麻呂の蝦夷征伐の際に勧請されたと伝えられています。

古墳時代中期の円墳の墳頂に神社が建っています。

ユニバーサルデザインでみんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



しかまの

特産品紹介



○ 大崎地域世界農業遺産
「大崎耕土」ブランド認証品
えごま



○ 色麻町野菜栽培組合



○ パン工房
アンジュ



○ 吉田屋菓子店



○ JA加美よつば農産物
直売所「愛菜ハウス」



○ 渡邊菓子店



○ 色麻町産業
開発公社



○ ケーキ工房
ボンジュール

歴史の町

しかまを巡る

私たちの住んでいる「色麻」は、町としてはまだ40年あまりですが、縄文時代から連綿と人々が生活していた地です。町内には巨大な古墳を初めとした、当時の生活の跡をみることができます。



全国でもただ一つ、
木彫りの河童(かっぱ)
が御神体

○ 磯良神社 (通称 おかっぱ様)

町内の一の関地区にある磯良(いそら)神社は、「おかっぱさま」と呼ばれ、水難よけ・縁結び・懐妊・安産・足腰の病にご神徳ある神様として、昔から近郷近在の人々に愛され、幅広い信仰を集めています。

ここには、全国でもただ一つ、木彫りの河童(かっぱ)が御神体としてまつられています。神社の縁起書では、創建は今から約1200年前の延暦22年(803年)、征夷大將軍であった坂上田村麻呂の勸請によって建てられたと伝えています。



○ 念南寺古墳群

全長56メートルの大型前方後円墳。埴輪や東北地方では珍しい家型石棺などが出土しています。(宮城県指定史跡)



○ 日の出山瓦窯跡

奈良時代、陸奥の国府多賀城の直営の瓦工場で、史跡公園化されたなかに窯跡7基が保存されています。(国指定史跡)

広告

色麻平沢温泉

かっぱのゆ

同和・ウェルネス共同企業体
【構成企業】
同和興業株式会社(代表企業)
株式会社ダンロップスポーツウェルネス



TAMAGO &
COMPANY

まいにちに、
ありがとう。

たまごから始まるしあわせを届けたい。
小さくても、安全・安心で高品質な
しあわせを届けたい。
関わる方々へのありがとうをこめて、
鶏たちへのありがとうをこめて、
小さくても、たくさんのおしあわせを創り続けたい。

たまご&ファーマーズ株式会社

▶ 色麻事業所 〒981-4111 加美郡色麻町黒沢字切付7-10
TEL 0229-65-4521 FAX 0229-65-4012



避難行動

■市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう
 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)		
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水情報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報	-
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	-	-

#### ▶自主防災について

災害が発生したとき、地域の方々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

#### ▶災害用伝言ダイヤル171

大災害で被災地との通話が困難になった場合に使用できます。

**171** をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

#### ▶非常持ち出し品

- 非常食3日分 ●水(目安3ℓ/日1人) ●救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯 ●オムツなどの生活用品
- 現金・通帳 ●免許証や健康保険証のコピー

#### ▶万が一に備えてぜひ登録を!「色麻町登録メール」

町の災害情報や避難情報を配信しています。QRコードを読み取り、ご登録ください。

色麻町  
登録メール



#### こんなときは届出を!

▶加美消防署 ☎63-2003

焼却禁止の例外に該当するもので、野外焼却を行う場合は、「火災と紛らわしい煙届出書」を、加美消防署に提出してください。

#### 焼却禁止の例外に該当するもの

- 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物(稲わら・枝条等)の焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

### 広告



**KINOIE**  
喜の家  
~健康かがここにある~

— 事業概要 —

- 建築工事一式
- 土木工事一式
- リノベーション工事
- 健康住宅・注文住宅(空気がうまい家)
- 型枠工事
- 外構工事一式
- 宅地建物取引業
- 宮城県知事(3)第5960号
- 解体工事

地元黒川に根差し **60年!!** 家のお困り事に対応致します

**熊田建業株式会社** 本社 〒981-3604  
大衛村駒場字彦右衛門橋104-6

体験ハウス  
見学予約  
お問合せ  
はコチラ

✉ s.sasaki@bird.ocn.ne.jp

☎ 022-345-4081

熊田建業 IQ




## 避難施設一覧

### 避難所一覧

番号	名称	所在地	災害時の利用可否		
			洪水	土砂災害	地震
1	色麻町町民体育館	色麻町四竈字楓木町132番地1	×	○	○
2	色麻町農村環境改善センター	色麻町四竈字北谷地142番地	2階以上	○	○
3	色麻町町民小体育館	色麻町四竈字向町220番地	×	○	○
4	色麻町立色麻学園	色麻町四竈字狐塚37番地1	2階以上	○	○
5	二反田集会所	色麻町四竈字二反田46番地2	×	○	○
6	農業伝習館	色麻町四竈字東原1番地40	○	○	○
7	色麻町コミュニティセンター	色麻町清水字川端南25番地1	×	○	○
8	色麻町町民清水体育館	色麻町清水字香ノ木前32番地1	×	○	○
9	清水集会所	色麻町清水字屋敷55番地3	○	○	○
10	宮城県加美農業高等学校	色麻町黒沢字北條152番地	○	○	○
11	南大集会所	色麻町大字下本町南17番地20	○	○	○
12	北大集会所	色麻町大字下新町68番地8	○	○	○
13	上郷集会所	色麻町四竈字新宿2番1番地32	×	○	○
14	伝八集会所	色麻町四竈字伝八56番地2	○	○	○
15	道命集会所	色麻町四竈字道命南64番地1	○	○	○
16	大原集会所	色麻町大字上新町147番地1	○	○	○
17	下高城多目的研修集会所施設	色麻町高城字宮14番地1	×	○	○
18	小栗山集会所	色麻町小栗山字新下原106番地2	○	○	○
19	王城寺花川沢口集会所	色麻町王城寺字八原7番地	○	○	○
20	平沢交流センター (かっぱのゆ)	色麻町平沢字新早坂21番地	○	○	○
21	積水ハウス(株)東北工場	色麻町四竈字大原8	○	○	○



防災

### 福祉避難所一覧

番号	名称	所在地
1	色麻町保健福祉センター(愛々童夢)	色麻町四竈字杉成27番地2
2	加美老人保健施設	色麻町四竈字杉成9



# 届出・証明


## 届出

町民生活課 ☎65-2156

### 戸籍の届出

	届出人	届出地	お持ちいただくもの
出生届 生まれた日を含め14日以内	生まれた子の父または母	届出人の現在地(住所地)、 本籍地、出生地	●出生証明書 ●母子健康手帳 
婚姻届 受理した日に効力を生じる	夫・妻になる方	現在地(住所地)、本籍地	●婚姻届書 ●届出人の本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
離婚届 受理した日に効力を生じる	夫・妻	現在地(住所地)、本籍地	●離婚届書 ●届出人の本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
死亡届 死亡したことを知った日から7 日以内	親族、後見人など	届出人の現在地(住所地)、 死亡者の本籍地、死亡地	●死亡診断書または死体検案書

### 住民登録の届出

	届出人	届出地	お持ちいただくもの
転入届 住み始めた日から14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	色麻町役場	●転出証明書(マイナンバーカードを利用 した転出の場合は不要) ●届出人の本人確認ができる書類 ●外国籍の方は在留カード及びパスポート ●マイナンバーカード(個人番号カード)
転出届 転出予定日の14日前から、転出 後14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	色麻町役場 	●届出人の本人確認ができる書類 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイ ナポータルを通じたオンラインでの 届出が可能です。
転居届 転居した日から14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	色麻町役場	●届出人の本人確認ができる書類 ●外国籍の方は在留カード及びパスポート ●マイナンバーカード(個人番号カード)
世帯変更届 変更した日から14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	色麻町役場 	●届出人の本人確認ができる書類



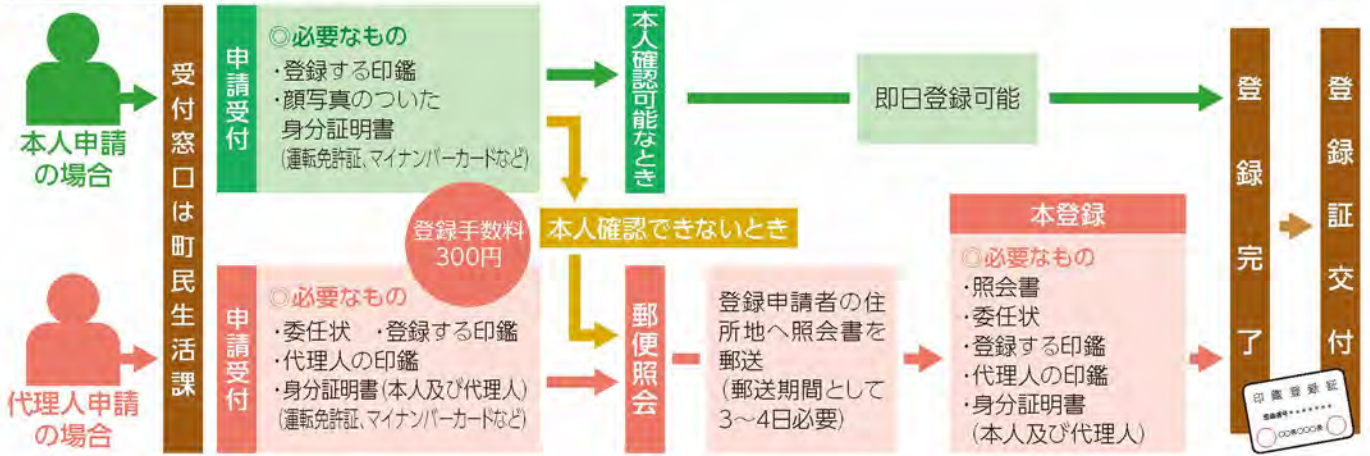
届出・証明

●誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



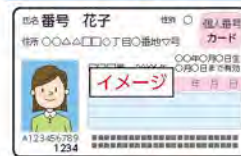
届出・証明

マイナンバーカード交付

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請には様々な方法があります。

- スマートフォンで申請
- パソコンで申請
- 郵便で申請
- 証明用写真機で申請
- 町民生活課窓口で申請

個人番号カード



イメージ(表)



イメージ(裏)

交付申請書をお持ちでない方、申請書の内容に変更がある方は、町民生活課に交付申請書の再発行を請求してください。町民生活課窓口で、申請手続きのサポートも行っています。

住民票や戸籍に関する証明等

各種証明書請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができるものを必ずお持ちください。

※住民票を請求できるのは、本人または同一世帯の方です。代理人が請求される場合は、委任状が必要となります。

※戸籍の証明書を請求できるのは、本人または同一戸籍の方、直系親族です。代理人が請求される場合は、委任状が必要となります。





# 税金・保険・年金

住みよい環境のもとで生活するために、町税や保険料の果たす役割は重要です。

みなさんが納める町税や保険料などは、福祉・教育・土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。決められた納期限内に納めましょう。

## 納期について

☎ 税務会計課 ☎65-2155

項目	納期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税・森林環境税			1期		2期		3期			4期		
	給与からの特別徴収:毎月											
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	1期			2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
介護保険料: 保健福祉課 ☎66-1700	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
後期高齢者医療保険料: 町民生活課 ☎65-2156				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											

## 国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	宮城県北部県税事務所	☎91-0705
国税について(所得税、消費税、相続税、贈与税など)	古川税務署	☎22-1711

## 町税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができるものを必ずお持ちください。

※代理人申請の場合は、代理人選任届(委任状)が必要となります。

## 納税・納付ができないときは

災害や病気、失職などで納税・納付が困難なときに、猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務会計課にお問い合わせください。滞納したまましていると、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

## 国民健康保険

☎ 町民生活課 ☎65-2156

次のようなときは届出が必要です。必要なものを確認し、必ず14日以内に届出してください。

	手続きが必要なとき	届出に必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入したとき	● 転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	● 職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	● 被扶養者でない理由の証明書
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
やめるとき	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳、保護者の保険証※
	他の市町村へ転出するとき	● 保険証※
	職場の健康保険に加入したとき	● 国保と職場の健康保険の両方の保険証※
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	● 国保と職場の健康保険の両方の保険証※
その他	生活保護を受け始めたとき	● 保護開始決定通知書、保険証※
	国保被保険者が死亡したとき	● 死亡を証明するもの、保険証※
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	● 保険証※
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	● 身分を証明するもの
	修学のため子どもが他の市町村に住むとき	● 学生証または在学証明書、保険証※

※令和6年12月2日以降 資格確認書または資格情報のお知らせ

## 後期高齢者医療制度

町民生活課 ☎65-2156

75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた医療保険から、後期高齢者医療制度に移行します。75歳の誕生月の前月20日頃にお知らせを送付いたします。制度や保険料の納付方法等についてご案内いたしますので、お手数ですが、町民生活課までお越しください。

### 対象となる方

①75歳以上の方 ②65～74歳の方で一定の障がいがあり、宮城県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

### 自己負担割合

前年の所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかとなります。

(一人でも高い負担割合の被保険者がいる世帯は、世帯の被保険者全員が高い負担割合に統一されます)

### こんなときは給付が受けられます

- 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったとき
- 1カ月の医療費が高額になったとき
- 後期高齢者医療と介護保険の自己負担合計額が一定限度額を超えたとき
- 被保険者が亡くなったとき(喪主に葬祭費が支給されます)

## 国民年金

町民生活課 ☎65-2156

国民年金は、老後の所得保障のほか、思いがけないけがや病気で障がいを負ったときや、一家の働き手を亡くしたときなどに年金を支給して生活の安定を図ることを目的とした、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

### 年金の種類

老齢基礎年金	国民年金保険料を納めた期間と保険料免除期間などを合算した期間が10年以上ある方に、原則65歳から支給されます。希望すれば60歳以後いつからでも受けられます。ただし、64歳以前から受けると減額され、66歳以後から受ける場合は増額されます。一度決めた支給率は変更できませんので、ご注意ください。
障害基礎年金	国民年金に加入中または20歳になる前に病気やけがで障がいのある状態(障害等級1級・2級)になったときに支給されます。
遺族基礎年金	国民年金の被保険者が死亡したとき、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。(子の年齢、婚姻等の条件あり)

※第1号被保険者(自営業者、農林業従事者、学生など)には、独自の給付として「付加年金」や「寡婦年金」、「死亡一時金」があります。(納付要件等の条件を満たしていないと受けられないものがあります。)

### 加入する年金

第1号被保険者	日本に住む20～60歳未満で第2号、第3号に該当しない方、60歳以上65歳未満の任意加入者等	自営業者、農林業従事者、学生、無職の方
第2号被保険者	就職したときから70歳未満	厚生年金保険加入者、共済組合員、船員
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	

### こんなときにはすぐ手続きを

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
会社などを退職したとき(60歳未満の方)	●退職日の分かる書類(資格喪失証明書)
厚生年金等に加入している配偶者の扶養からはずれたとき	●扶養からはずれた日が分かる書類(資格喪失証明書)
保険料を納めるのが困難なとき	●失業を理由とするときは離職票または雇用保険受給資格者証など
学生で保険料を納めるのが困難なとき	●学生証または在学証明書 ※在学証明書はコピー不可



## 介護保険制度

保健福祉課 ☎66-1700

### 利用できる方

#### ▶①65歳以上の方(第1号被保険者)

常に介護を必要とする方、家事や身支度などで日常生活の手助けが必要な方

#### ▶②40～64歳の医療保険に加入している方(第2号被保険者)

初老期の認知症やガン末期を含む16種類の特定疾病のために介護または支援が必要と認定された方

### サービスを利用するためには申請が必要です

#### ▶①要介護認定申請

窓口で申請書類を記入します。

#### 必要なもの

介護保険の被保険者証(40～64歳の方は、加入している医療保険の被保険者証)

#### ▶②訪問調査と主治医の意見書

認定調査員が訪問し、聞き取り調査を行います。また、主治医が心身の状態についての意見書を作成します。介護認定審査会で訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、どれくらい介護が必要かを審査・判定します。

#### ▶③認定結果の通知

申請から原則、30日以内に要介護認定結果が通知されます。要介護認定は介護が必要な度合いに応じて、7段階(要支援1・2、要介護1～5)に分けられます。介護サービスを利用する方は、ケアマネジャーに希望を伝えて、サービスの利用計画を作成する必要があります。

### サービスを利用した時の自己負担

費用は、1割～3割を利用者が、残りの9割～7割は介護保険制度で負担します。

## 高齢者等生活支援事業

保健福祉課 ☎66-1700

項目	内容	対象者
高齢者等タクシー利用助成事業	移動手段の確保が困難な高齢者等にタクシー乗車料金の一部(年間24,000円を限度)を助成 ※申請月により助成金額が異なります。	(1) 75歳以上の方で次のいずれかに該当する方 ア 一人暮らしの方 イ 同居する世帯員全員が75歳以上もしくは18歳未満の方 ウ 同居する世帯員が長期入院や長期入所等で長期不在の方 エ 同居する世帯員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第2号に該当する方 (2) 自動車運転免許証を自主返納した65歳以上の方で、(1)のイからエのいずれかに該当する方
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	在宅の病弱なひとり暮らし高齢者や在宅のひとり暮らしの重度身体障害者等に対し、家庭用緊急通報機器を貸出し	次のいずれかに該当する方 (1) 在宅のおおむね65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者 (2) 在宅のひとり暮らしの重度身体障害者等
紙おむつ代補助事業	紙おむつ代として月額5,000円を支給	次のすべてに該当する方 ● 町内に住所を有し常時失禁状態が6か月以上継続している40歳以上の、在宅で介護を必要とする方 ● 住民税非課税世帯の方
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具の衛生管理が困難な老人が使用している寝具類に対し年1回クリーニングサービスを実施	おおむね65歳以上のひとり暮らし又は2人暮らしの老人世帯の方、障害や傷病のため寝たきりの方

## 障がいのある方の福祉サービス

保健福祉課 ☎66-1700

障がい福祉サービスは、障がい(難病含む)がある方の日常生活を支えるためのサービスや支援のことです。利用を希望する方は申請を行う必要があります。

広告

**生活介護  
就労継続支援B型**



Check!  
詳しい情報は  
こちらから!!

そにやる

〒981-4102 加美郡色麻町高城字上ノ原  
☎0229-25-6782 FAX 0229-25-6783  
✉sonyaru_a@yahoo.co.jp

### 身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

### 療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、Bがあります。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

### こんな時は届出を!

- 住所・氏名・保護者が変わった時
- 手帳を紛失・破損した時
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡した時



## 各種検(健)診

保健福祉課 ☎66-1700

検(健)診は成人歯科健診を除き、複合検(健)診として行っています。また、国保特定健康診査について希望する方は、指定医療機関での実施も可能です。

健診項目	対象者	検査内容
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診・超音波・細胞診
乳がん検診	30～39歳の女性	超音波検査
	40～64歳の女性	41歳以上は前年度未受診者 マンモグラフィ2方向
	65歳以上の女性	
一般健康診査	19歳～39歳の方	問診・身体計測・診察・血圧測定・血液検査(肝機能・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・ヘモグロビンA1c)・尿検査(糖・蛋白)等
国保特定健康診査	40～74歳の色麻町国民健康保険に加入している方	問診・身体計測・診察・血圧測定・血液検査(肝機能・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・ヘモグロビンA1c・クレアチニン・貧血)・尿検査(糖・蛋白)・眼底・心電図等
後期高齢健康診査	健診日当日に75歳以上の方	問診・身体計測・診察・血圧測定・血液検査(肝機能・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・ヘモグロビンA1c・クレアチニン・貧血)・尿検査(糖・蛋白)等
結核・肺がん検診	40歳以上の方	胸部レントゲン撮影・読影 ※喀痰検査:結核検診を受けた50歳以上で喫煙指数(1日の本数×喫煙年数)が600以上の方
前立腺がん検診	50～69歳の男性	血液検査(前立腺特異抗原検査)
骨粗しょう症検診	30～70歳の女性	踵骨の超音波検査
肝炎ウイルス検診	40～70歳でこれまでに町の検査を受けたことがない方	血液検査(B型・C型ウイルス検査)
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血反応検査
胃がん検診	35歳以上の方	胃部レントゲン撮影(バリウム)
成人歯科健診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の方	歯周病検診(歯と歯肉の検査)

## 任意予防接種

保健福祉課 ☎66-1700

### ▶帯状疱疹

事項	内容
助成金額	生ワクチン:4,000円上限 不活化ワクチン:10,000円上限
助成回数	生ワクチン:1回のみ 不活化ワクチン:2回まで
対象年齢	50歳以上
申請方法	保健福祉課へ申請

※ワクチンの種類については、医療機関によって異なります。詳細は直接医療機関へお問い合わせください。

### ▶インフルエンザ

事項	内容
助成金額	3,000円上限
助成回数	1回のみ
対象年齢	中学3年生相当

### ▶おたふくかぜ

事項	内容
助成金額	5,000円上限
助成回数	1回のみ
対象年齢	1歳～3歳未満
申請方法	保健福祉課へ申請



福祉・健康



# 子育て・教育

## 子育て

子育て支援課 ☎66-1731

### 子育て支援出産祝金

☎66-1731

子どもの出産を祝い、子育てに要する経費の軽減、少子化対策、子育て世代の定住促進を図るため支給します。

#### ▶支給対象者

出産の日の6か月前から町内に住所を有し出産後も引き続き6か月以上住所を有する保護者の方  
※対象者には出生届時に案内します。

支給額	第1子	30,000円
	第2子	50,000円
	第3子以降	100,000円

### 児童手当

☎66-1731

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当です。

#### ▶支給対象者

0歳から高校生年代(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの児童を養育している方

対象年齢	手当の額	
0歳～3歳 未満の児童	第1子、第2子	15,000円
	第3子以降	※30,000円
3歳～ 高校生年代	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	※30,000円

※高校生年代までの児童のうち、年長者から第1子、第2子、第3子と数えます。

親等の経済的負担がある場合のみ、22歳に達する年度末まで数えることができます。

※偶数月にそれぞれの前月分までの2か月分を支給します。

### 児童扶養手当

☎66-1731

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため支給される手当です。

### ▶支給対象者

18歳(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭や保護者が重度の障がいを持つ家庭、または、父母に代わって児童を養育している方

※奇数月にそれぞれの前月分までの2か月分を支給します。

### 特別児童扶養手当

☎66-1731

精神または身体に障がいのある児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

### ▶支給対象者

20歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している方

●所得制限があります。

●政令で定める障がい等級に応じて支給額等を決定します。

※支給月は4月、8月、11月にそれぞれの前月分まで(11月は当月分まで)を支給します。

### 乳幼児・児童医療費助成事業

☎66-2156

出生から18歳に達した年度の末日(高校修了)までのお子さんの医療費を全額助成します。(窓口での負担なし)

#### △県外の医療機関を受診された場合

県外での受診は償還払いになります。医療機関窓口でお支払いいただいた自己負担分は、助成申請書と領収書の提出により、ご指定の口座へ振込みます。

### 未熟児養育医療給付

☎66-1700

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

広告

色麻町スクールバス・幼稚園バス運行業務委託業者  
**スカイブルー観光バス株式会社**  
愛とまごころと情熱を込めて  
お供させていただきます。

〒981-4122 色麻町四竈字伝八18-1  
TEL:0229-66-2020 FAX:0229-66-2021

わくわくするみらいへ

幼保連携型認定こども園  
**わくわくゆめの樹  
こども園**

当園は、色麻町唯一のこども園として  
地域に根差したこども園を目指します。

ホームページ Instagram

色麻町清水字香ノ木前29番 TEL:0229-25-8770

## 放課後児童健全育成事業 ☎66-1731

学童保育では、保護者及び同居家族が就労等により、日中留守家庭となる児童に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

### ▶利用対象者

色麻学園前期課程に就学している児童

### ▶利用区分

通年利用	1年を通しての利用(長期休業利用含)
長期休業利用	学園の長期休業日のみの利用
一時保育利用	月に数回、一時的に1日単位での利用

### ▶利用料金

通年利用	4,000円/月(8月のみ6,000円)
長期休業利用	1,500円(8月のみ6,000円)
一時保育利用	平日300円/日、学園休業日500円/日

### ▶利用時間

学園授業日	放課後から午後6時まで
学園休業日	午前7時30分から午後6時まで

## 児童センター ☎66-1718

18歳までの子どもの遊び場として開放。子育て家庭に対する支援のほか、学童期を対象とした夏休みのイベントなどを開催します。

開館時間	月～金曜日	午前9時～12時
		午後1時～4時
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始	

## 子育て支援センター ☎66-1718

児童センターに併設し、子育て家庭に対する支援活動の企画・調整を行う担当職員を配置。育児に関する相談や子育てサークルなどへの支援を行うほか、地域の保育ニーズに応じた関係機関との連携を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することで総合的な育児支援を図ります。

### ▶子育てに関する相談窓口

- 子育てホットダイヤル(☎66-1718)  
(月～金曜日 午前9時～午後4時)
- 子育てホットメール  
(s-kosodate@town.shikama.miyagi.jp)

### ▶なかよしキッズサロン

親子で楽しむ遊び・子育てに関する情報交換・リラックスできる場を提供します。

- 登録制で、キッズサロン入会と同時に母親クラブ入会となります。

活動日時	火・木曜日 午前10時～11時
利用対象	0歳～未就学児

※登録方法や年会費など詳細は、子育て支援センターにお問い合わせください。

## ▶特別保育事業

子育てに関する講座や季節に応じたイベントを実施。詳細は広報紙や会員向けのお便り「おひさま通信」に掲載します。

(保健師、管理栄養士の講話、歯みがき指導、生涯学習課とのタイアップ事業:幼児教育事業など)

## ▶アトリエサロン

母親クラブの会員同士が気軽に集い、興味のあることを教え合いながらリフレッシュできる場です。

## 認定こども園各種事業 ☎66-1731

幼保連携型認定こども園「わくわくゆめの樹こども園」で実施する地域子育て支援事業です。

### ▶わくわく子育て支援室

地域の子育て家庭に対する支援事業を行います。

利用日	月～金曜日
利用時間	午前9時30分～12時
	午後1時～3時30分
利用対象	0歳～未就学児

### ▶一時預かり事業

保護者の就労、疾病、災害、事故、出産、看護、介護などに伴い緊急・一時的に家庭で保育が難しい場合に子どもを預かります。

幼稚園型Ⅰ (教育認定児)	月～金曜日	午前7時30分～8時30分 午後2時～6時
	土曜日・長期休業日	午前7時30分～午後6時
一般型	月～金曜日	午前8時30分～午後5時

※一般型は、こども園や保育所等に在籍していない未就学児が対象です。

### ▶延長保育事業

認定こども園在園児に対して、保育時間を延長して保育を行います。

保育標準時間	午後6時15分～午後7時15分
保育短時間	午前7時30分～午前8時30分
	午後4時30分～午後6時30分

### ▶要支援児保育事業

発達に課題のある園児に対し、個々の困り事に寄り添い、家庭や関係機関と連携しながら楽しく園生活を送れるように支援を行います。

### ▶認定こども園保護者負担軽減事業

教育・保育施設を利用するお子さんの保護者の経済的負担を軽減するため、教育・保育にかかる費用を補助します。

補助内容	給食副食費(1/2の額を上限)
	通園バス運営費

※施設に直接補助をしていますので、保護者の申請は不要です。



子育て・教育

## ▶ 病児保育事業

### ● 体調不良児対応型

こども園に通園する児童が保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が預かります。

### ● 病後児対応型

風邪などの病気が落ち着いてきている子どもに対して、家庭保育が難しい場合に保護者に代わって保育士や看護師が保育や看護を行います。

実施施設	わくわくゆめの樹こども園 25-8770
利用対象	満1歳～小学3年生までの児童で次に該当する方 ● 町内在住の児童 ● わくわくゆめの樹こども園在籍児童 ● 保護者が町内の事業所に勤務している児童
利用時間	午前8時30分～午後5時30分
利用料金	2,000円/1日
利用日	月～金曜日

※給食費やおやつ代がかかる場合があります。

### ● 病児対応型

子どもが病気の際、家庭保育が難しい場合に保護者に代わって保育士や看護師が保育や看護を行います。

実施施設	ありまファミリークリニック併設 「しまうま保育室」 63-2230		
利用対象	生後6か月～概ね小学3年生までの児童		
利用時間	月～金曜日	午前8時～午後6時 土曜日	午前8時～午後1時
利用料金	2,000円/1日		
休業日	土曜日午後、木・日曜日、祝日、年末年始		

## 教育

▶ 教育総務課 ☎65-2212

### 義務教育学校 色麻町立色麻学園

色麻町四電字狐塚37番地1 ☎65-2409

#### 入学するとき

教育委員会から入学通知書を送付します。次の場合は、教育総務課までご連絡ください。

- 入学通知書が届かないとき。
- 入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき。
- 入学通知書の記載内容に誤りがあるとき。
- 国立、県立、私立の学校に入学するとき。
- 入学する学校を変更したいとき。

#### 転校するとき

通っている学校に、引越し先等お知らせください。また、町外に転出する場合は、転出先の教育委員会にも連絡しましょう。

通っている学校から在学証明書等をお渡しします。転校先の学校に持参してください。

- 引越し・転出後も同じ学校に通いたい場合は、色麻町教育委員会にご相談ください。

### 色麻町子どもの心のケアハウス

色麻学園に通う、不登校や別室登校の児童生徒を対象に、悩みを一緒に考える心のケア、社会的自立に向けた支援、ケアハウスでの学習支援を行います。通所を希望する場合は、学校を通してお申し込みください。

詳しくは、色麻町子どもの心のケアハウス(☎25-7671)までお問い合わせください。

## 各種制度のご案内

▶ 教育総務課 ☎65-2212

### 奨学金貸付制度

#### ▶ 対象

町内居住者で、高校、専門学校、短期大学、大学及び大学院に進学しようとする方で、学校長の推薦を受けた方

### ▶ 貸与金額(月額)

高校 3万円、専門学校・短期大学 4万円、大学 5万円

### ▶ 返済方法

各学校卒業後、1年間据え置き、2年目から最長10年間で、月払い、半年払いまたは年払い。無利子

### ▶ 申込

毎年2月頃、教育総務課へ所定の用紙で申請。

### 就学援助制度

#### ▶ 対象

- 生活保護法による保護の停止または廃止された家庭
- 町民税の非課税または減免を受けている方
- 児童扶養手当を受給されている方
- 保護者の収入が不安定で生活が困難と認められた方等
- 経済的に困窮していると認められる方

#### ▶ 援助内容

給食費、通学用品費、学用品費、修学旅行費、校外活動費、新入学用品費

### 小学校入学祝金制度

#### ▶ 対象

第3子以降の児童を監護し、その児童が小学校に入学する年の5月1日に町内に住所を有する保護者。

※独立し、別世帯を形成している子は、第1子・第2子に含みません。

#### ▶ 支給金額

児童1人につき3万円

#### ▶ 申請

対象者へ通知を送付します。申請書を教育総務課へ提出してください。



# 上下水道・ごみ・住宅・環境

## 水道

建設水道課 ☎65-2225

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。



### 水道の利用開始と休止

#### 転入、町内転居の場合

水道の利用を  
**開始**

開始(開栓)届の提出

#### 町外への転出、転居の場合

水道の利用を  
**休止**

休止(閉栓)届の提出



水道の使用開始または使用を休止する場合は3日前を目安に、開始届または休止届を提出してください(直前の手続きではご希望日に対応できない場合があります)。

⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、過料を科することがあります。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の料金をお支払いいただくこととなります。

### 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 2か月に一度検針員が水道メーターを確認し、水道使用水量から水道料金を算定します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

#### 【支払い方法】

料金は、下水道使用料等と合わせてお支払いいただきます。納付書が届きましたら月末までに下記の取り扱い金融機関でお支払いください。また、便利な口座振替もご利用ください。

#### 取扱金融機関

加美よつば農業協同組合、七十七銀行、仙台銀行、古川信用組合の本店及び各支店、東北6県内のゆうちょ銀行

### こんな時には

契約者の名義を変えたい	手続きが必要となりますので、建設水道課にご相談ください。
料金の請求先を変えたい	
水道料金がいつもより高い?	建設水道課か町指定の給水装置工事業者に相談ください
新しく水道を引いたり、増設、改造・撤去・修理をしたい	町指定の給水装置工事業者を通じてご相談ください

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※受付時間は月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日・祝祭日、12月29日～1月3日除く)

## 上水道のトラブルについて

### 凍結について

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不完全な水道管や水道メーターが凍ったり、管が破裂したりします。凍結や破裂の際は、P20に記載のQRコードの色麻町指定給水装置工事業者に修理の依頼をしてください。

### 水が出ないとき

水道の水が出ないときは、ご近所の水が出ているか確認してください。ご近所の水も出ないときは、事故の可能性があるので、建設水道課へご連絡ください。

広告

**舗装工事・土木工事**



**KONNO 有限会社 今野建設**  
代表取締役 今野 正幸

〒981-4131 色麻町大字原 111 番地  
TEL 0229-65-3947 FAX 0229-65-3980

上下水道衛生設備工事指定店

宮城県知事許可(般-2) 17494



**石山工業 有限会社**

〒981-4112 加美郡色麻町志津字北田11-4

TEL. (0229) 66-1480  
FAX. (0229) 66-1481

本社: 加美郡加美町字中嶋中里南70 TEL/FAX.0229-67-6240



上下水道・ごみ・住宅・環境

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない方は、早めに接続工事をお願いします。

下水道使用料

使用料金は、下水道施設等の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金は2か月に一度、水道の料金と一緒に請求します。料金の支払方法、口座振替については、P19「水道料金について」をご参照ください。

こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には届け出の手続きをしてください。

- 転入、転出をされる時
- 使用者や所有者が変わるとき

個別合併処理浄化槽(市町村設置型)

下水道区域外の合併処理浄化槽の本体設置工事は町が行います。

標準工事費は町が負担しますが、一部受益者分担金を負担していただきます。設置のご相談は設置希望時期の3か月前までをお願いします。

下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。浄化槽についても同様です。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレトペーパー)を使ってください。

町指定事業者一覧

水道の新設や改造、下水道の接続は町指定店以外では施工できません。ホームページで指定店をご確認ください。



上水道  
公認業者  
一覧



下水道  
公認業者  
一覧

ごみ

ごみの分け方・出し方

燃やせるごみ(可燃物)は、指定袋に入れて指定の収集所に、収集日の午前8時までに出示してください。その他のごみは決められたルールを守り、きちんと分別して出してください。くわしくは、各家庭に配布している「収集カレンダー」と「家庭ごみの分け方」をご覧ください。



住宅

町営住宅・地域活性化住宅

町営住宅・地域活性化住宅についての詳細、空き状況については、建設水道課までお問い合わせください。

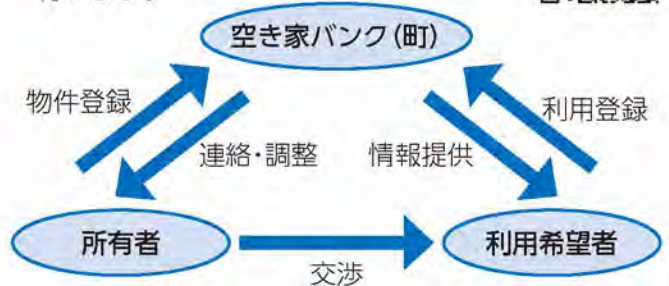
空き家

空き家バンクに登録しませんか。

▶空き家バンク制度とは

町内の空き家を登録し、住居を探している方へ情報を提供して、マッチングを行うものです。

※町は所有者と利用希望者を繋ぐまでを担い、その後の見学や契約等は当事者間で行います。



広告

**Kseisou** し尿汲取 浄化槽管理清掃

協業組合 **加美清掃公社**

加美郡加美町字新川原83番地2

TEL(0229)63-6868  
FAX(0229)63-7866

## 色麻町定住促進住宅取得等補助金

### ●補助対象者

- ・年齢が40歳未満の者で、生計を一にする配偶者又は年齢が15歳以下の子を有している者
- ・対象者の世帯構成員全員が、市町村民税等を滞納していないこと
- ・新築工事は、色麻町定住促進宅地分譲に係る建築細則第3条に掲げる建築物の要件を満たすこと
- ・対象者の世帯構成員全員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- ・過去にこの要綱による補助を受けたことがない者

### ●補助対象費用

- ・町内の事業者と新築住宅の請負契約又は売買契約を締結し取得した際の費用
- ・町内の事業者とリフォーム工事の請負契約を締結し改修等をした際の費用

### ●補助金額 補助率2分の1(限度額50万円)

※補助金を申請する場合は、工事等を行う前に必ずご相談ください。

●申請・問い合わせ先 地域振興課 ☎65-2123

## 色麻町三世代同居等支援事業補助金

### ●補助対象者

- ・対象者の構成員全てが、市町村民税等を滞納していないこと。
- ・親、子及び孫の世帯のいずれかが補助金の交付対象となる住宅に係る新築等の補助金の交付申請の日以降対象住宅に居住することにより、新たに三世代同居世帯等となる世帯であること。
- ・事業完了してから引き続き3年以上にわたり三世代同居世帯等を継続する見込である者
- ・世帯全員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- ・過去にこの要綱による補助を受けたことがない者

### ●補助対象費用

- ・町内の事業者と新築住宅の請負契約又は売買契約を締結し取得した際の費用
- ・町内の事業者とリフォーム工事の請負契約を締結し改修等をした際の費用

### ●補助金額 補助率2分の1(限度額100万円)

※補助金を申請する場合は、工事等を行う前に必ずご相談ください。

●申請・問い合わせ先 地域振興課 ☎65-2123





# 相談・犬の登録・農林業

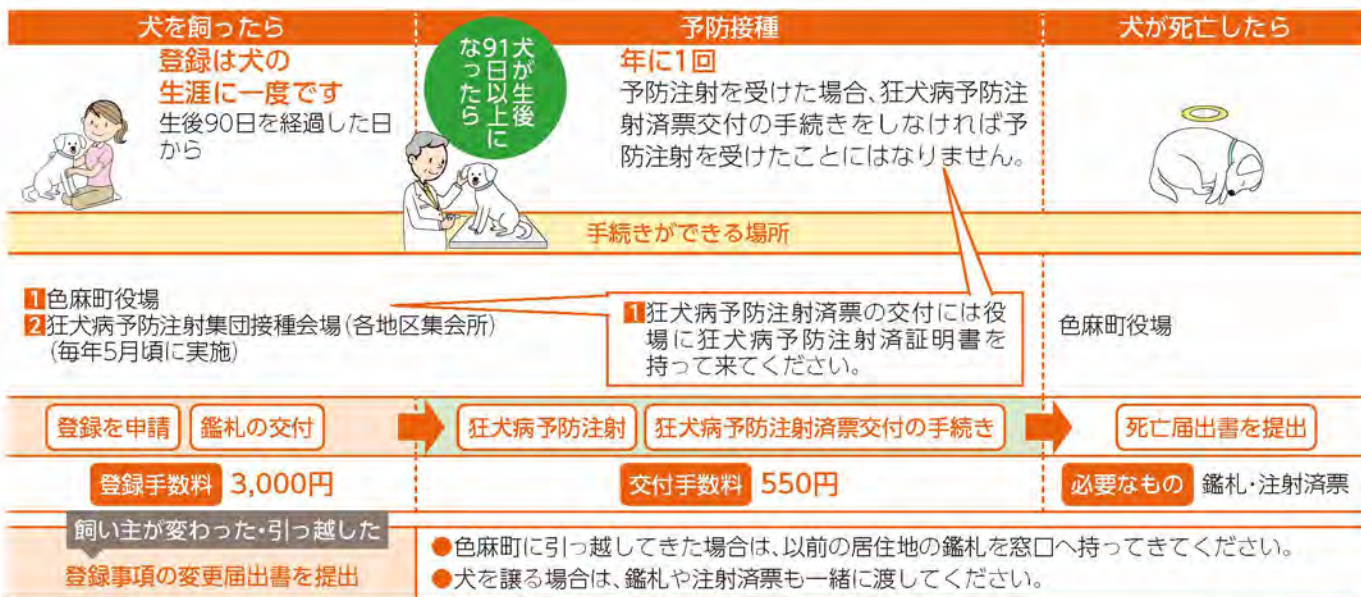
## 各種相談

種別	内容	問い合わせ先
生活相談	日常生活の困りごとに関する相談を生活相談員が受け付けます。	色麻町社会福祉協議会 ☎65-2260
人権相談	人権侵害に関する相談を人権擁護委員が受け付けます。	町民生活課 ☎65-2156
行政相談	行政相談員が行政の手続きなどに関する困りごとの相談を受け付けます。	総務課 ☎65-2210
消費生活相談	専門の相談員が消費者トラブルに関する相談を受け付けます。(月・木)	町民生活課 ☎65-9559
就職相談	専門の相談員が個人や企業の就職の相談を受け付けます。(月・木)	町民生活課 ☎65-2156

## 犬の登録・狂犬病予防接種

☎町民生活課 ☎65-2156

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。



## 農林業について

### 農業関係

#### ▶ 農林課

☎65-2128

- 農業制度資金について
- 農業災害補償制度について
- 家畜導入支援について
- 高齢者等肉用牛貸付事業について
- 家畜伝染病について
- 自然災害等による農地・農業施設被害について

#### ▶ 色麻町担い手支援センター

☎65-2154

- 認定農業者について
- 新規就農について
- 転作について
- えごま栽培について

### 農地関係

#### ▶ 農林課

☎65-2128

- 農業振興地域内の農地について
- ほ場整備について
- 農道・ため池について

#### ▶ 色麻町農業委員会

☎65-2223

- 農地転用について
- 農地の売却・賃貸借関係について
- 農業者年金について

### 林業・有害鳥獣

#### ▶ 農林課

☎65-2128

- 伐採届について
- 林道について
- 有害鳥獣(イノシシ・ツキノワグマ・タヌキ・ハクビシン・カラス・カルガモ等)について
- 傷病野生動物について





# 主要施設

## 主要施設

市外局番 0229

名称	所在地	電話番号
色麻町農村環境改善センター(色麻町公民館)	色麻町四竈字北谷地142番地	65-3110 詳細は上記連絡先までお問い合わせください。
色麻町町民体育館	色麻町四竈字柺木町132番地1	
色麻町町民小体育館	色麻町四竈字向町220番地	
色麻町町民清水体育館	色麻町清水字香ノ木前32番地1	
色麻町屋外運動場	色麻町四竈字柺木町150番地	
武道館(桜花館)	色麻町四竈字狐塚23番地	
テニスコート	色麻町四竈字狐塚23番地	
色麻町コミュニティセンター	色麻町清水字川端南25番地1	65-3616
サッカー場	色麻町四竈字東原1番地40	65-4390
パークゴルフ場	色麻町四竈字東原1番地40	65-4390
色麻町保健福祉センター(愛々童夢)	色麻町四竈字杉成27番地2	66-1700
色麻町社会福祉協議会	色麻町四竈字杉成27番地2	65-2260
色麻町立色麻学園	色麻町四竈字狐塚37番地1	65-2409
宮城県加美農業高等学校	色麻町黒沢字北條152番地	65-3990
色麻町学童保育施設	色麻町四竈字狐塚23番地	65-5070
色麻町児童センター(子育て支援センター)	色麻町四竈字杉成27番地2	66-1718
わくわくゆめの樹こども園	色麻町清水字香ノ木前29番	25-8770
子どもの心のケアハウス	色麻町清水字川端南25番地1	25-7671
平沢交流センター(かっぱのゆ)	色麻町平沢字新早坂21番地	65-4505
農業伝習館	色麻町四竈字東原1番地40	65-4390
色麻町シルバー人材センター	色麻町四竈字北谷地95番地1	25-3370
色麻町学校給食センター	色麻町四竈字柺木町150番地	66-2551
公立加美病院	色麻町四竈字杉成9番地	66-2500
加美老人保健施設	色麻町四竈字杉成9番地	66-2780



主要施設



# くらしの相談



広告

清流の里に未来を拓く  
**加美よつば農業協同組合**  
こまつ ごといち  
 代表理事組合長 小松 孝一

地域に根ざしたJAとして  
 より良い地域社会づくりに  
 貢献いたします。

本店 〒981-4122 色麻町四電字柺木町14-1  
**TEL 0229-66-1222**

HP Instagram Facebook

プロパンガス販売  
 器具販売・修正・灯油配達  
 上下水道工事・修理

**(有)佐々和商会**

〒981-4122 色麻町四電字大坊2 TEL 0229-65-3327



いつでも！誰でも！どこからでも！

## 色麻町 暮らしの便利帳



### 電子ブック案内



タブレット パソコン スマートフォン

2024年10月より公開

### 電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの  
手続きを知りたい



友だちに  
地元の特徴を伝えたい



地元目線の  
観光情報を知りたい

ブックマークは  
こちらから



# 株式会社 倅心



メモリーホール倅心      そう送館 倅心別邸  
〒981-4263 宮城県加美郡加美町字雁原341-1

電話 0229-63-5040  
FAX 0229-63-5043



## 編集後記

「色麻町 暮らしの便利帳」は、色麻町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として色麻町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「色麻町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、色麻町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

▶「色麻町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年10月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

▶掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

## 色麻町 暮らしの便利帳

令和6年10月発行

### 発行

色麻町／株式会社サイネックス



色麻町HP



サイネックスHP

### 制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

### 広告販売

株式会社サイネックス 仙台支店  
〒982-0034 宮城県仙台市太白区西多賀4-13-8  
TEL.022-243-6671

※掲載している広告は、令和6年8月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

新たな価値の創造を目指して

ヤマセグループ



# テクノビジネスサービス株式会社

TECHNO BUSINESS SERVICE Co., Ltd.

テクノビジネスサービスは「総合人材サービス」「電子部品の製造・販売」「輸出入事業」を通じてお客様のビジネス環境への「新たな価値」の提供で貢献してまいります。



**現在 TBS ではグループ内外における  
正社員採用（キャリア採用・中途採用）を強力推進中！**

《※ホームページにて掲載中の主な正社員求人》

- 営業専門職：製造職法人営業、システム販売営業
- 製造技術職：金型設計、機械設計、品質管理、生産管理
- 販売専門職：au ショップ販売員（大崎店・築館店・石巻店・亶理店・角田店）
- その他専門職：施工管理、EMC 評価試験、総務、経理

〒989-6223 宮城県大崎市古川字竹ノ内165  
TEL：0229-24-8001 FAX：0229-24-3102  
〈事業内容〉総合人材サービス事業/電子部品の製造・販売事業/生産設備の輸出入事業

労働者派遣事業 許可番号(派)04-300142  
有料職業紹介事業 許可番号04-ユ-300179



お問い合わせ・ご応募の方 下記フリーダイヤルまたはホームページよりお問い合わせください。

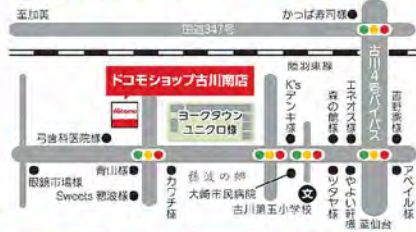
**0120-450-418** ホームページ <http://techno-business.net/>

◆ 土日、祝日いつでも受付しております。Web面接も対応しております! ◆

## ドコモショップ古川南店

**スマホ教室・料金相談会実施中!**  
お気軽にご来店ください

穂波の郷 ヨークタウン隣!



〒大崎市古川穂波 7 丁目 14-5

☎ **0120-263-186**

営 10:00 ~ 19:00

休 毎月第二火曜日

皆様のご来店  
お待ちしております



## au ショップ 古川大宮 駐車場有り

フリーコール **0800-700-2082**

〒989-6221  
宮城県大崎市古川大宮8-10-18  
【営業時間】 10:00~19:00  
【定休日】 毎月第2木曜日



**お気軽にご来店ください! 料金相談随時開催中!**

※この掲載内容は 2024 年 9 月 1 日時点での情報です。E-20240827-0007

## au ショップ 古川東 駐車場有り

フリーコール **0800-700-2084**

〒989-6115  
宮城県大崎市古川駅東2丁目10番14号  
【営業時間】 10:00~19:00  
【定休日】 毎月第2水曜日

